

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	No2593 2021年 8月24日	県人勧闘争スタート。賃金維持、休暇拡充等に向け署名等に全職員で取り組もう。前進に向け結集を！
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合		

2021県人勧闘争① 8.23賃金・労働条件改善に向け闘争スタート 一時金維持・不妊治療新設・育児休業緩和など20項目 人事委員会に要請書提出 地公共闘「頑張っている職員に報いる勧告・報告を」

岩手県地方公務員共闘会議（議長：金田一文紀岩教組委員長）は、8月23日、2021県人勧に向けて20項目からなる要請書を今野人事委員会事務局長に提出し、今年の県人勧闘争をスタートさせた。

金田一議長は、「日常業務に加え、復興業務、感染対策業務も増えている。保健所でも感染対策業務に悲鳴が上がっていると伺っている。

はじめ、苦勞し頑張っている職員に報いる、制度・仕組みを整えることが大切」「今回の人事院勧告は一時金▲0.15月。連合集計でも厳しい状況とされているが、最低賃金が引き上げられるなど、労使ともに、賃金を下げない努力が伺える。この点を踏まえた勧告を」「人事院の報告で妊娠・出産・育児に関する休暇緩和に触れた。県も更に進めていく必要がある」と言及。



要請書を今野事務局長に提出・金田一議長（左）



賃金水準維持の勧告等求める地公共闘4役

今野事務局長は「感染状況は厳しさを増し、全国的に保健所業務がひっ迫、岩手の保健福祉分野だけでなく、全庁的に職員の負担が増している」「県民の理解も重要であるが、職員の勤務条件の厳しさも十分念頭に置き、勧告・報告作業を進めていきたい」と述べた。

地公共闘は、当面の取組みに「大型ハガキ」署名、「大衆行動（各地区Web集会等）」配置を想定し、交渉状況により「要請打電」行動も確認している。地公共闘は、県人事委員会闘争に向け、体制強化と多くの組合員の結集を呼びかけていく。

要請書の主な重点事項



①賃金水準維持

公務・公共サービス維持に全力を挙げている公務員の生計費維持と勤務

意欲確保のため、公務員労働者の月例給・一時金の水準を確保すること。

②勤務意欲確保

職務実態を踏まえた賃金改善を行うこと。併せて、度重なる賃金抑制により、高齢層職員の勤務意欲の低下が著しいことから、55歳昇給抑制の廃止を含めて勤務意欲の確保につながる改善を実施すること。

③専門職・確保

専門職種に係る人員確保の観点から、専門職種に係る初任給格付け改善や手当改善を行うなどの処遇改善を行うこと。

④諸手当の改善

通勤手当について、多額の自己負担が発生している実態や、広大な県土を有する本県の特殊事情、さらに各地域の職場実情を踏まえ、改善となる改定を行うこと。特に、高速道路利用者の通勤手当や交通機関利用に伴う駐車場料金の自己負担の解消。加えて、ガソリン価格の動向を踏まえた引上げを検討すること。

住居手当については、長年にわたり支給上限額が改定されておらず、実態と乖離している状況を踏まえ、早急に改善を行うこと。

⑤休暇制度拡充

子育て支援策として、学校行事等への参加に係る特別休暇の新設、子等の看護休暇の年齢制限撤廃、育児休業・部分休業制度の拡充を行うこと。仕事との両立支援策として、不妊治療の有給休暇新設、更年期障害に係る休暇創設、男性職員の育児休業等取得率向上策などの措置を講ずること。少子高齢化社会において、介護休暇、短期介護休暇、家族の看護・介護、又は予防接種、健康診断等を受ける際に介助を行う場合の休暇日数の増、妊産婦検診の付き添い休暇を設けること。

また、コロナ禍における社会情勢や職員の勤務実態の観点から、結婚休暇・キャリアアップ休暇の取得期間の拡大を図ること。

⑥長時間労働是正

超過勤務の上限規定や客観的な勤務時間把握等の諸制度について、任命権者に対して遵守させるとともに、これらの諸制度の運用状況、超過勤務の実績を把握・検証し、適正な人員配置や業務縮減など実効力ある改善を行うよう促すこと。また、任命権者ごとの職員の勤務実態を十分に把握のうえ、超過勤務の縮減を基本とした一層の具体的かつ実効力ある制度検討を行うこと。

⑦会計年度職員

会計年度任用職員制度に関し、同一労働同一賃金の趣旨には程遠い給与・報酬水準にとどまっている現状にあることから、賃金水準の改善を行うこと。また、仕事と家庭の両立支援の観点から、休暇制度に関し、常勤職員との権衡を基本とした制度とすること。

⑧定年延長・再任用

段階的定年延長にあたり、従来の賃金・諸手当水準維持と、本人希望を踏まえた働き方を可能とする制度とすること。当面の間は希望者全員が再任用となる制度を維持し、再任用職員の賃金水準の改善、60歳超の常勤職員と再任用職員の処遇について均衡を図るよう、勤務形態や配置に配慮するよう任命権者に対応を促すこと。